

正会員向け IT 講習会運用規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネットが正会員対象に開催する IT 講習会（以後、講習会という）に関する運用を定めたものである。

(講習会の種類)

第2条 講習会はパソコン基礎講座、文書処理講座、表計算講座、HP 作成講座、デジカメ講座等とし、原則3ヶ月6回（1回3時間）を1単位とする。

(講師)

第3条 講師は正会員の中から任命する。

(受講料)

第4条 会員が講習会を受講する場合は1単位毎に支払うものとする。

(その他経費)

第5条 講師報酬以外の講習会開催に必要な経費は受講料のほか年会費から充当する。

(付則)

1. この規程は、平成18年3月25日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、平成29年〇月〇日から実施する。